



平成 26 年 9 月 16 日

各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各 公 私 立 短 期 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 校 長

就職問題懇談会座長
濱 口 道 成
(名古屋大学長)

企業等の協力を得て取り組むキャリア教育としての
学内行事実施に関する申合せについて（通知）

標記のことについて、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）で構成する就職問題懇談会では、大学等関係団体の代表者が大学等卒業予定者の就職・採用活動の在り方について検討・協議を行い、経済界や政府と調整・交渉等を行ってきた結果、学生の就職・採用活動については、学生の学修時間の確保、留学等の促進のため、平成 28 年 3 月卒業・修了予定者から、「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に基づき、3 月 1 日以降広報活動開始、8 月 1 日以降採用選考活動開始に変更（後ろ倒し）される予定となっています。

就職問題懇談会としては、平成 25 年 9 月 27 日付け「大学、短期大学および高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」において定義したとおり、学生の職業観や勤労観を涵養し、個々人の個性や適性に応じた職業を学生自ら選択できる能力の育成や学修意欲を高めるため、初年次からのキャリア教育・職業教育の充実を図ることは大学等の教育活動において非常に重要であり、大学等において、キャリア教育の一環としての企業等の協力を得て取り組む学内行事の円滑な実施に資するよう、このたび、別添のとおり「企業等の協力を得て取り組むキャリア教育としての学内行事実施に関する申合せ」を取りまとめました。

ついては、各大学等におかれましては、別添申合せの内容に御留意の上、企業等の協力を得て取り組むキャリア教育としての学内行事を実施いただくとともに、その実施に当たって企業等に協力を依頼する際には、学内におけるキャリア教育の責任者（副学長やキャリアセンター長）等の名義による文書にて行う等主催者である大学等の責任の下で行うものである旨を明示していただくよう、適切な対応をお願い申し上げます。

<担当> 就職問題懇談会事務局
文部科学省高等教育局学生・留学生課
就職指導係 山本、庄司
電話：03-5253-4111（内線2522）

平成26年9月16日
就職問題懇談会

企業等の協力を得て取り組むキャリア教育 としての学内行事実施に関する申合せ

大学、短期大学及び高等専門学校は、学生に高い学力と豊かな人間性を身につけた上で卒業生・修了生として、グローバル化をはじめ複雑多様化した社会に送り出す社会的使命を負っている。

また、就職問題懇談会が、平成25年9月27日付け「大学、短期大学および高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」において定義したとおり、学生的職業観や勤労観を涵養し、個々人の個性や適性に応じた職業を学生自ら選択できる能力の育成や学修意欲を高めるため、初年次からのキャリア教育ⁱ・職業教育ⁱⁱの充実を図ることは大学等の教育活動において非常に重要なことである。

他方、キャリア教育の一環として、企業等の協力を得て取り組む学内行事（以下「学内セミナーⁱⁱⁱ」という。）については、今般の平成28年3月卒業・修了予定者から就職・採用活動時期を後ろ倒しする趣旨を損なわないように、いわゆる採用を目的とした広報活動としての「企業説明会」とは明確に区分して行う等の十分な配慮が必要である。

このため就職問題懇談会として、学内セミナー実施に際しては、下記の要領に基づくことを申し合わせる。

記

1 大学等の責任関与

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）が主催する学内セミナーについては、大学の教育活動の一環として位置付けて実施されるよう、大学等が企画し運営する。なお、学内セミナー実施に当たり企業等に協力依頼をする際には、学内におけるキャリア教育の責任者（副学長やキャリアセンター長）等の名義による文書にて行うものとする。

2 参加対象

入学後早期の段階から学生の職業観や勤労観を涵養するためにも、学内セミナーの参加対象者は就職活動該当年次に限定せず全学年を対象とする。

3 個人情報利用の制限

学内セミナー参加者リスト等の個人情報は、企業等側に提供しない。

4 地域企業等の参加機会の確保

キャリア教育の趣旨に則り、大学等は地域企業又は中小企業に対しても学内セミナーに参加するよう呼びかけ、知名度のある企業や特定の業種に偏らないよう学生の産業構造等に対する理解を促進し、職業選択に当たり幅広い視野を持つための機会の確保に努める。

5 企業等への講師派遣依頼

学内セミナー実施に当たって企業等に講師の派遣を依頼する際は、採用に関する広報（採用予定数、選考スケジュール、採用募集告知等）は一切行わない旨を合意のう

え、教育目的及び協力を求める内容を明記した文書（電子メール等を含む。）により依頼する。

6 趣旨の明示

学内セミナーは、本申合せに基づきキャリア教育の一環として開催するものであり、参加の有無が採用選考のプロセスに影響しない旨を文書、ポスター等に明示し、周知する。

7 発表内容の制限

今般の就職・採用活動時期の後ろ倒しの趣旨に則り、学内セミナーにおいては企業等の採用に関する広報（採用予定数、選考スケジュール、採用募集告知等）を厳に禁止する旨、講師に明示するとともに、実施時においてもその運用を徹底する。

8 使用資料の制限

学内セミナーにおいては、当該会場にて企業等の採用に関する広報のために作成したパンフレット等ではなく、企業等の活動を紹介する一般的な資料の配布は可能とする。

9 個別企業等と学生の接触の制限

学内セミナーは、必ず教職員の立会いの下で実施する。

以上

i 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア（※）発達を促す教育。（中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成 23 年 1 月 31 日））

（※）「キャリア」とは、「人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね」のことである。

ii 「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」であり「仕事に就くために、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度だけではなく、それぞれに必要な専門性や専門的な知識・技能を身に付けること」。（中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成 23 年 1 月 31 日））

iii 学内セミナーの例：学生の業界研究等に資するため、O B、O Gなどを含む企業関係者の協力を得て、通常講義が行われる時間帯に大学構内で実施するセミナー形式のもの。（但し、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生に発信するための説明会等を除く。）

【参考】

○「就職問題懇談会」について

大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討・協議を行う、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体で構成される組織。昭和 28 年度から設置。（事務局：文部科学省高等教育局学生・留学生課）

（構成団体）

一般社団法人 国立大学協会、一般社団法人 公立大学協会、日本私立大学団体連合会、

全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、

独立行政法人 国立高等専門学校機構、全国公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会

(参考)

平成25年9月27日
就職問題懇談会

大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者
に係る就職について（申合せ）

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）は、学生に高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で卒業生・修了生として、グローバル化をはじめ複雑多様化した社会に送り出す社会的使命を負っている。この本来果たすべき使命と責任を十分に認識し、その責務を果たすため、就職・採用活動の秩序を維持するとともに、正常な学校教育と学生の学修環境を確保することが重要である。

特に、学生の就職・採用活動の早期化・長期化の是正については、これまで、国公私立大学等で構成する就職問題懇談会においても、大学等関係団体の総意として、経済団体等に対し要請を行ってきたところであるが、平成25年4月19日に内閣総理大臣より経済団体に対し、平成27年度卒業・修了予定者から、広報活動の開始時期は卒業・修了前年度3月、採用選考活動の開始時期は卒業・修了年度の8月に変更するよう要請（以下「総理要請」という。）された。

また、大学等に対しては、平成25年4月22日に文部科学大臣より、大学改革の着実な実行とともに、今般の就職・採用活動開始時期の変更の円滑な実施に向け、学生に不安と混乱が生じないよう、きめ細かく丁寧な対応を行うよう要請されたところである。

我々大学等は、これらの要請の趣旨を踏まえ、学生の学修時間の確保や留学などの多様な経験を得る機会を確保するとともに、学生が大学等で身に付けた資質能力を十分に生かして、社会に貢献することのできる適切な職業選択を行う機会を確保することを責務の一つとして取り組む必要がある。

この度、就職問題懇談会は、その責務を果たすため、平成27年度以降卒業・修了予定者の就職・採用活動について、下記のとおり申し合わせる。各大学等においては、全教職員が協力し、全学的にこれを実行することを確認する。

なお、平成26年度卒業・修了予定者の就職・採用活動については、従前の申合せのとおりとすることを確認する。

記

1. 就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施について

(1) 初年次からのキャリア教育・職業教育の充実について

学生の職業観や勤労観を涵養し、個々人の個性や適性に応じた職業を選択できる能力の育成や学修意欲を高めるため、初年次からのキャリア教育・職業教育の充実を図る。

キャリア教育の実施に当たっては、後述の「企業説明会」とは明確に区分した上で、幅広く企業等の協力を得つつ、積極的な取組を行う。

(2) 「企業説明会」の取扱いについて

卒業・修了前年度3月1日より前は、学内及び学外で企業等が実施する「企業説明会」（「企業説明会」「会社説明会」「学内セミナー」等の名称に関わらず、採

用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生等に発信するための説明会を指す。) に対して会場提供や協力を行わない。

卒業・修了前年度3月1日以降、「企業説明会」を大学等の協力の下に実施する場合は、参加の有無がその後の選考に影響しないことを学生に対して明示する。また、実施に当たっては、土日祝日や平日の夕方以降の実施など、可能な限り学事日程に配慮する。

(3) 学校推薦の取扱いについて

学校推薦は、原則として卒業・修了年度8月1日以降とする。

(4) 正式内定開始について

正式内定日は、卒業・修了年度10月1日以降である旨学生に徹底する。正式内定に至るまでの間においては、複数の内々定の状態が継続しないよう、学生を指導するとともに、9月30日以前の内々定は学生を拘束しないものである旨徹底する。

(5) 就職関連情報の積極的な提供について

学生が進路選択する際の検討に資するため、各大学等の学部・分野別の就職実績等や各大学等の職員採用についての採用方針や採用実績等の就職関連情報の積極的な提供に努める。

2. 就職・採用活動の公平・公正の確保について

(1) 学生の応募書類について

学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書《卒業見込証明書を含む》』）」とし、企業に対して、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めないよう要請する。

(2) 男女雇用機会均等について

就職・採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に則って行われるべきであり、その旨を企業側に徹底するよう要請する。特に、総合職採用における女子学生への配慮を要請する。

3. その他の事項について

(1) 各大学等における職員採用の対応について

企業等への就職・採用活動のみならず、各大学等における職員採用においても、総理要請の趣旨に沿った対応を行う。

(2) 学生の健康状態への配慮について

夏季に選考活動が開始することに鑑み、学生の健康状態に留意するとともに、企業等に対し、クールビズなど必要な配慮を行うよう求める。

(3) 「申合せ」の周知について

各大学等は、学内の教職員はもとより、学生への周知徹底を図り、学生に不安と混乱が生じないよう適切に対応するとともに、企業等に求人依頼文書を発送する際、この「申合せ」を添付し、その趣旨の理解を図る。

また、企業等に対し、総理要請の趣旨を遵守するよう求める。